

第 5470 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月19日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 軽自動車税の税額が変更

Q：軽自動車税の税額が変更になったようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

軽自動車税は、小型の普通自動車との税負担格差の見直し、車両の環境性能等に応じた課税の仕組みの導入などを目的として、平成26年度及び27年度の税制改正で見直しが行われ、28年度から変更になっています。

具体的には、平成27年4月1日以降に購入した新車の自家用軽自動車の税額が7200円から1万800円（営業用は5,500円が6,900円）に引き上げられるとともに、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両については、1万2,900円と重課が課せられるようになっています。

しかし一方では、一定の環境性能を満たす車両について、グリーン化特例（軽課）が適用され、税額が低く抑えられています。

また、原動機付自転車の税率も同様に見直されており、排気量50cc以下の年税額が1,000円から2,000円に、50cc超90cc以下は1,200円から2,000円に、90cc超125cc以下は1,600円から2,400円に、ミニカーは2,500円から3,700円に引き上げられています（税額は自治体によって若干違うことがあります）。こちらは購入年度を問わずの引上げです。

